

監 査 の 対 象	地域振興部 スポーツ振興課
指摘を受けた監査結果	令和5年度 後期 監査結果報告書
監査の結果	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p><b>川副運動広場の管理について</b></p> <p>川副運動広場の管理について、以下の状況が見られた。</p>	
<p>1 駐車場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場敷地内の行政財産目的外使用について、老朽化し破損がひどく、かなり危険な状態の倉庫についても許可していた。</li> <li>・ 行政財産目的外使用許可手続き後にも、駐車場敷地内に許可していない焼却用のドラム缶や燃料など新たに利用者が設置したものが増えていた。</li> <li>・ 利用者所有のバスが駐車場敷地内に常時駐車されていた。本来は自動車の確保等に関する法律に基づき届出されている保管場所に駐車すべきだが、行政財産目的外使用</li> </ul>	<p>1 駐車場の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉庫6台（北から順に①②③④⑤⑥とする。）の状況は以下のとおりです。</li> <li>・ ①②留め具破損部の落下防止措置及び片方の扉の固定措置（開閉不能）が取られていることを確認しました。</li> <li>・ ③施錠、扉開閉ともに正常</li> <li>・ ④扉の反り部分に緩衝材が設置されていることを確認しました。</li> <li>・ ⑤⑥新たに調達した中古倉庫1台に統合されていることを確認しました。 不要となった倉庫は、一時的に福山通運コンテナ横に移動しましたが、令和7年1月31日に処分が完了いたしました。</li> <li>・ 令和6年3月15日に焼却用のドラム缶や燃料が撤去されていることを確認しました。 令和6年9月30日に倉庫前にあったグラウンドから移動させたテント及び防球ネットが撤去されていることを確認しました。</li> <li>・ 利用者所有のバスについては、移動完了の報告あり。令和6年6月25日、27日の午前中（従前は駐車されていた時間帯）に車両がないことを確認。</li> </ul>

<p>を許可していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場敷地内に所有者不明の大型コンテナ（1基）が長年放置されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型コンテナについて令和6年5月9日に市顧問弁護士に相談した結果、所有者の了承なく市が処分することはできず、所有者の特定が必須とのことでした。</li> <li>・ 令和6年12月23日に佐賀南署に相談。現行法の下では市が処分や施錠等を行うことはできないとのことでした。</li> <li>・ 令和6年12月25日に警察官とともに安全確認の目的でコンテナ内を確認しました。</li> <li>・ コンテナ内にあった配達物の宛名等から、所有者と思われる人物を推定できたため、川副支所長に情報収集及び提供を依頼しました。</li> <li>※警察は捜査目的で内部に立ち入ったわけではないため、所有者の特定に協力しづらいとのこと。</li> <li>・ 住民票の公用交付、周辺住民への聞き取りの結果、コンテナ所有者が判明。令和7年3月20日、5月25日の2回にわたり、所有者との面会を実施いたしました。</li> <li>・ 当初は別の場所にコンテナを設置していたが、旧川副町時代の公共工事の際に、旧川副町役場が現在地にコンテナを移動させたとのことでした。また、所有者は自費でコンテナを移動・撤去するつもりはなく、今後も使用する予定とのことでした。</li> <li>・ コンテナについては、法務相談・弁護士相談等を経て、コンテナを撤去する方針で所有者への指導を実施してまいります。</li> </ul>
<p>2 火気の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀市体育施設条例施行規則第9条第1号で「所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用し</li> </ul>	<p>2 火器の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年3月15日に第一野球場の焼却用のドラム缶及び灰皿が撤去されていることを確認しました。</li> </ul>

<p>ないこと」と規定されているが、グラウンド及び駐車場に利用者が焼却用のドラム缶を設置しており、ごみが燃やされた跡やたばこの吸い殻が多数あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド内のテントに利用者が灰皿を設置しており、喫煙の跡が見られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月に暖房用ドラム缶を設置したいとの申し出があり、承諾しました。他の設置物と合わせて許可手続きを行います。</li> <li>・グラウンドゴルフ場の暖房用ドラム缶は冬季に1基の設置を認め、その他の撤去を4月24日に確認しました。</li> <li>・喫煙禁止について、撤去等指導時に利用団体代表者に指導しました。</li> </ul>
<p>3 グラウンドの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドは筑後川河川敷にあり、国から占用許可を受けて整備しており、工作物の設置にも国の許可が必要であるが、許可を受けていない利用者の工作物や所有物が多数見られた。</li> <li>・工作物の点検結果表を毎年国に提出しており、複数年にわたり「占有物あり、利用者に連絡し早急に是正予定」と記載しているが、現在も是正していなかった。</li> <li>・グラウンド内には利用者が設置した工作物や所有物が多数見られるが、佐賀市と利用者との間で文書による設置許可等をしていなかった。</li> <li>・利用者が設置した工作物や所有物には、老朽化や破損しているものが見られるが、利用者に対する点検等の安全管理の指導をしていなかった。</li> <li>・佐賀市体育施設条例施行規則において、川副運動広場の供用時間は「日の出から日没まで」と規定されているが、利用者が照明設備を</li> </ul>	<p>3 グラウンドの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1グラウンドの占用物件については、利用者との協議が完了し、再設置を認めた物件は指示した位置に配置されています。</li> <li>・グラウンド内の是正完了が確認できたため、現況に合わせて占用許可の変更申請を行います。</li> <li>・上記許可に合わせて是正予定。 現状は、4月11日に筑後川河川事務所に「無許可占有物あり。(占有許可物の追加申請を相談予定)」として回答しました。</li> <li>・グラウンドゴルフ愛好会については、4月1日付けで許可書を交付しました。</li> <li>・ベースボールクラブについては、是正完了を確認したため、これから許可手続きを行います。</li> <li>・設置許可書に点検義務の許可条件を附します。 許可書の交付状況は前項のとおり。</li> <li>・日没後の使用を認めるために方針決裁による意思決定を行いました。 照明設備の設置については、他の設置物と合わせて設置許可を行います。</li> </ul>

<p>設置し、日没後も利用していた。 このことについては、方針決裁等文書による意思決定及び利用者からの届出等が確認できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が設置した照明設備は、破損しているものや屋内用の器具が使われているものがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損したウォールボックスの新品への取替えを確認しました。(6月末報告)</li> <li>・令和6年9月30日に破損した照明器具が撤去されていることを確認しました。</li> <li>・電気配線の屋外仕様化について、作業に立ち会い、是正完了を確認しました。</li> </ul>
<p>4 筑後川出水時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドは国から占用許可を受けており、出水時にはグラウンド内の工作物等の撤去が必要であるため、「川副運動広場工作物の撤去作業要領」に「撤去指示を受け、撤去完了までに要する時間は、120分程度」と記載し、国へ届け出ているが、非常に多くの工作物や利用者の所有物が散在していた。</li> <li>・令和5年12月4日付け佐市ス振第663号「川副運動広場緊急避難時の対応について」で利用者へ工作物の撤去や費用について通知をしているが、佐賀市と利用者との撤去方法などの役割分担や責任について曖昧なものとなっていた。また、利用者が撤去すべきものについて、通知に添付の撤去対象リストに記載されていない工作物や所有物が多数あった。</li> </ul>	<p>4 筑後川出水時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月15日に占用又は設置許可予定物件以外の物品が撤去されていることを確認しました。</li> <li>・設置許可における許可条件として「高水時には、設置者は市の指示に従い、指示を受けてから120分以内にすべての許可物件を駐車場に移動させること。」を附します。</li> <li>・撤去リストとの不一致については、文書発出時の占用物件のみを記載し、不許可物件を記載していなかったために生じたものであり、今回の是正指導及び設備等設置許可手続により、移動対象物件は設置許可書別紙の「設置物件一覧」と一致することになります。</li> </ul>
<p>5 指定管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川副運動広場の管理業務（作業内容、利用者への指導等）について、</li> </ul>	<p>5 指定管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川副運動広場の管理業務の仕様書への明記について指定管理者と協議し、合意内容に</li> </ul>

<p>年度協定や仕様書等に業務内容を明記しておらず、公の施設の管理として適正な業務が行えていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>川副運動広場には利用者の工作物や所有物が多数あり老朽化や破損が見られるが、指定管理者に対して適正な安全点検業務を指示していなかった。</li> </ul>	<p>ついて、3月22日に合意確認書を取り交わしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検業務を仕様書に明記しました。</li> </ul>
<p>このような状況は、市の施設の管理としては非常に不適切である。</p> <p>前回監査では、利用者が設置した工作物や所有物について、不要物を撤去させ、設置が必要なものは利用者に届出をさせ、緊急時の撤去方法を共有し、再発防止に取り組むよう求めていた。また、川副運動広場の管理について、指定管理者へ業務の詳細を仕様書等で明示し、スポーツ振興課、指定管理者及び利用者の役割を明確にし、市の施設として適正に管理できるよう検討を求めていたが、改善が進んでいなかった。これらについて、早急に対応されたい。</p> <p>また、利用者に対し、喫煙及び火気の使用禁止や施設の供用時間について佐賀市体育施設条例施行規則に基づき、適正な利用方法を周知、指導されたい。</p> <p>河川敷のグラウンドは、出水時に工作物や利用者の所有物の撤去を短時間で行う義務があり、工作物等は必要最小限にすべきであるが、極めて支障の</p>	<p>利用者が設置した工作物や所有物については、届出を提出させ、内容を勘案したうえで、市が許可をする適切な処理を実施しております。また、不要物については、利用者に撤去するよう指導し、撤去されたことを確認しております。破損した防球ネット等の危険物については、撤去または修繕の指導を行い、完了していることを確認しました。</p> <p>川副運動広場管理業務の仕様書への明記については、指定管理者と協議し、合意確認書を取り交わしました。</p> <p>グラウンド内のテントに利用者が灰皿を設置しており、喫煙の跡が見られたことについては、利用者へ喫煙禁止の注意を促し、灰皿の撤去を確認しました。また、ドラム缶については、利用団体から暖房用として設置したい旨の申請があり、文書を取り交わし許可しております。</p> <p>グラウンドに設置している工作物や利用者の所有物については、占用又は設置許可予定物件以外の物の撤去完了を確認しました。「高水時には、設置者は市の指示</p>

ある管理状況になっており、直ちに是正が必要である。

今回の指摘を含め、再度施設全体を確認し、市民にとって安全で快適な公共施設となるよう、適正な管理を徹底されたい。

に従い、指示を受けてから120分以内にすべての許可物件を駐車場に移動させること。」を条件に必要最小限で設置を許可しております。